

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課

1. 制定の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）の一部が令和8年10月1日から施行されることに伴い、令和7年改正法附則第22条から第25条まで及び第55条の規定に基づき、同法附則第22条から第25条までの規定に基づく短時間被保険者に係る厚生年金保険料及び健康保険料に関する経過措置（以下「保険料調整制度」という。）について所要の経過措置を規定するもの。

2. 政令案の概要

(1) 厚生年金保険の保険料調整制度に係る経過措置

- 令和7年改正法附則第22条第1項第4号において政令で定めるものとされた、同項の申出をすることのできる適用事業所として、令和9（2027）年10月1日以降に厚生年金保険法第6条第3項に基づき50人超の企業規模の非適用業種の個人事業所が任意包括適用を申出することにより適用事業所かつ特定適用事業所となった事業所等を規定し、当該適用事業所における基準日について規定する。
- 保険料調整制度の対象となる適用事業所の範囲について、今般の被用者保険の適用拡大により新たに適用事業所となる事業所を本制度の対象とするため、令和8年10月1日以前から継続して短時間労働者に対して被用者保険を適用していた事業所等を除外し、新たに短時間労働者に被用者保険を適用する事業所に限定する。
- 令和7年改正法附則第22条第9項において政令で定めるものとされた、存続厚生年金基金の加入員を使用する事業所の事業主が同条第1項の申出を行った場合における増加負担割合について、保険料調整額が存続厚生年金基金対象事業所でない事業所における保険料調整額と同額となるように、増加負担割合を規定する。
- 各短時間被保険者の保険料調整額について1円未満の端数が生じる場合に四捨五入を行うことを定めるほか、保険料調整制度の適切な実施に必要な事項について規定する。
- 令和7年改正法附則第23条第2項において政令で定めるものとされた、同条第1項の規定の適用において準用する令和7年改正法附則第22条第3項から第11項までの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項について規定する。

(2) 健康保険の保険料調整制度に係る経過措置

- 令和7年改正法附則第24条第1項第4号において政令で定めるものとされた、同項の申出をすることのできる適用事業所として、令和9（2027）年10月1日以降に健康保険法第31条第1項に基づき50人超の企業規模の非適用業種の個人事業所が任意包

括適用を申出することにより適用事業所かつ特定適用事業所となった事業所等を規定し、当該適用事業所における基準日について規定する。

- 保険料調整制度の対象となる適用事業所の範囲について今般の被用者保険の適用拡大により新たに適用事業所となる事業所を対象とするため、令和8年10月1日以前から継続して短時間労働者に対して被用者保険を適用していた事業所等を除外し、新たに短時間労働者に被用者保険を適用する事業所に限定する。
- 各短時間被保険者の保険料調整額について1円未満の端数が生じる場合に四捨五入を行うことを定めるほか、保険料調整制度の適切な実施に必要な事項について規定する。
- 令和7年改正法附則第25条第2項において政令で定めるものとされた、同条第1項の規定の適用において準用する令和7年改正法附則第24条第3項から第10項までの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項について規定する。

### 3. 根拠条項

- 令和7年改正法附則第22条第1項第4号、第9項及び第11項
- 令和7年改正法附則第23条第2項並びに同項の規定により準用する令和7年改正法附則第22条第9項及び第11項
- 令和7年改正法附則第24条第1項第4号及び第10項
- 令和7年改正法附則第25条第2項並びに同項の規定により準用する令和7年改正法附則第22条第10項
- 令和7年改正法附則第55条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和8（2026）年6月上旬（予定）
- 施行期日：令和8（2026）年10月1日